

# 中国の私立大学における「学習支援活動」に関する一考察

王 輜

(2001年9月28日受理)

A Study on Social Grant to Private Colleges in China

FAN WANG

This paper studies the social grant to private colleges in China. It examines the relationship and development of the social grant and private colleges, and discusses the role of the social grant to private colleges and examination for self-taught learners.

Key words: private college, social grant, examination for self-taught learners, certificate  
キーワード：私立大学、社会学習支援活動、独学試験制度、学歴証書

## はじめに

中国では、「文化大革命」終結以後、普通高等教育機関の回復が進み、成人高等教育機関の一部も高等教育修了の学歴を授与できるようになってきた。しかし、こうした普通高等教育機関及び成人高等教育機関の収容力は限られていたために、そこに在籍できるのは非常に限られた人々となった。そこで、より多くの人々の学習要求を満足させる手段の一つとして、高等教育独学試験制度（以下、独学試験制度）が導入された。

独学試験とは、個人が自らの学習を通じて得た知識・技能を、国家が試験によって認定し、高等教育修了の学歴を与える制度である。参加者は、自らの選択した専攻で必要とされる科目について試験を受け、合格すれば「単科合格証書」が与えられる。すべての科目で「単科合格証書」を得た後、審査を経て高等教育修了の学歴が授与される<sup>1</sup>。この試験は1981年以降北京市など4つの省・直轄市で試行され、1985年までにすべての省（直轄市・自治区）で行われるようになった。身分・年齢・学歴などを問わず誰でも参加できる国家試験である。

しかし、独学試験の参加者にとって、この国家試験である独学試験の受験は容易ではないことから、社会による「学習支援活動（原語は社会助学活動）」が必要とされるようになってきた。

「学習支援活動」とは、企業・事業組織をはじめとする社会の様々な組織が高等教育独学試験の参加者を対象に展開するものである<sup>2</sup>。その活動を行う組織は非常

に多様であるが、まだ歴史が浅いために、それぞれの組織の教育体制も確立されておらず、効果を上げることが容易ではない。そのため、この活動において専門教育機関としての私立大学は特別な存在となった。では、中国の私立大学と「学習支援活動」ととの間に、どのような関連が存在しているのか。また、私立大学における「学習支援活動」は、独学試験及び私立大学等に対してどのような役割を果たしているのであろうか。

先行研究では、独学試験制度そのものに関する研究が多数見られるが<sup>3</sup>、「学習支援活動」は私立大学と独学試験制度との間にどのような位置づけられたのかについて、検討されていない。特には私立大学における「学習支援活動」の役割については詳細に論及されていない。

そこで本研究では「学習支援活動」は具体的にどのような活動を意味するのか、その中で私立大学における「学習支援活動」はどのような意義を持つのか、という問題を背景におきつつ、私立大学における「学習支援活動」を検討する。具体的には、まず、「学習支援活動」と私立大学とのかかわりを考察し、そして私立大学における「学習支援活動」の展開を分析しながら、その役割を明らかにする。

## I. 「学習支援活動」と私立大学とのかかわり

### 1. 「学習支援活動」のはじまり

独学試験制度は開放的で柔軟な教育の機会を提供し

ている。即ち、参加者は自発的な意思と自らのおかれ状況に適した参加の方法・手段等を自由に選択できる。教材を利用して独学してもいいし、「学習支援活動」を通じて試験に参加することもできる。しかしながら、国家試験である独学試験に合格するのは容易なことではない。つまり、学習支援を受けず個人の独学のみの合格は非常に難しい。上海市は四校の大学で1989年前期、独学試験の17科目に参加した者の成績を分析した。それによると、学習支援を受けた者と受けなかった者がそれぞれ1164人と11970人で、合格者がそれぞれ886人と5621人で、その合格率がそれぞれ76%と47%である<sup>4</sup>。「学習支援活動」は、このような状況に応じて生まれてきた。独学試験制度導入当初からこの「学習支援活動」はすでに始まっていた。私立大学や普通高等教育機関、その他様々な機関が学習支援組織となっている。独学試験制度の推進に伴い、その「学習支援活動」は一層広がってきた。

政府は1988年に「高等教育独学試験暫定条例」(以下、「条例」)を公布した。「条例」では、高等教育独学試験が「個人の独学、社会による学習支援と国家試験を結びつけた高等教育の形式である」と、学習支援活動を制度の構成部分として明示し、また独立の章をたてて、社会による学習支援活動について規定している<sup>5</sup>。ここから、「学習支援活動」は政府によって重要視されたことがわかる。「条例」では、「本条例にいう高等教育独学試験とは、独学者に対して行う学歴試験を主とする高等教育国家試験であり、個人の独学、社会による学習支援と国家試験を結びつけた高等教育の形式である。高等教育独学試験は、国家試験を通じて広範な個人の独学と社会による学習支援活動を促進させ<sup>6</sup>るものであること、「国は、企業・事業組織やその他の社会力量[法人格を有する、国の企業・事業組織、民主党派、社会団体、集団経済組織、学術団体及び教育行政部門の正式な承認を経た個人等を指す—訳注]が高等教育独学試験の専攻試験計画や各科目的独学試験大綱の要求に基づいて、テレビ、ラジオ、通信教育、対面授業等の様々な形式を通じて学習支援活動を展開することを奨励する」ことを強調している<sup>7</sup>。つまり、社会による「学習支援活動」が個人の独学、国家試験と並んで独学試験制度の一つの構成要素となると規定し、そして「学習支援活動」を展開することを奨励した。

一方、独学試験の教育機能を十分に發揮させ、「中国教育改革・発展要綱」及びその実施意見をしっかりとを行い、独学試験の社会による学習支援活動の健全な発展を促進させるために<sup>8</sup>、国家教育委員会(文部省相当、以下同)は、1995年11月に「高等教育独学試験の社会による学習支援活動に関する意見」(以下、「意見」)

を公布した。その中では、「高等教育独学試験の専攻試験計画と各科目的独学試験大綱の要求に照らして独学を行うとともに国家試験に参加する者は、すべて独学試験の対象であり、また社会による学習支援の対象でもある<sup>9</sup>と明記している。即ち、独学試験参加者はすべて学習支援の対象となる。また、同「意見」は、「社会による学習支援の基本的機能は、独学者が各科目的独学試験大綱の内容を理解し身に付けるのを助け、疑問点を解決し、彼らの独学の能力を向上させることである。高等教育独学試験の専攻試験計画と各科目的独学試験大綱の要求に照らして対面授業、通信教育等の形式を探って独学する受験者を助ける活動は、すべて高等教育独学試験の社会による学習支援の範疇に属する」<sup>10</sup>と明示し、学習支援の基本的な機能を具体化している。「各種類型の高等教育機関は、社会による学習支援活動の主体であり、同時に国は、企業・事業組織、民主党派、社会団体と個人が各種形式を通じて独学する受験者のために条件を作り出し、学習支援とサービスを提供するのを奨励する」<sup>11</sup>と明確化している。簡単にいえば、独学試験をめぐって、試験参加者を対象に展開する学習支援活動の主体が明記され、その展開が奨励されるようになった。さらに、「各レベルの教育部門、高等教育独学試験事務室は、社会による学習支援に対して積極的な支持、正確な指導、サービスの改善、管理の強化を行い、それによって教育機能を十分に發揮させ、独学試験事業の発展を促進させなければならない」と定められている<sup>12</sup>。即ち、国家教育委員会はその所属する省・市・県教育機関、及び各レベルの独学試験事務室が当然「学習支援活動」に職責を尽くすべきだと規定している。このように、同「意見」の公布によって、「学習支援活動」を促進する目的が明確化された。

同「意見」では、学習支援の対象となる者、学習支援の基本的な機能、学習支援の範疇及び学習支援活動の主体などが、具体的に規定されている。同時に、社会による「学習支援活動」を積極的に発展させる目的、即ち独学試験事業の発展を促進させるという目的も明確にされている。こうして、政府は社会による「学習支援活動」を重視することと、独学試験制度において、この支援活動の位置づけ及び役割を与えることを示したのである。これらのことから、政府は、独学試験参加者の需要に応じ、独学試験制度を発展させるために、「学習支援活動」を強化する意図を明確した。

## 2. 私立大学における「学習支援活動」の位置付け

現在、中国の私立大学は、高等教育学歴証書授与権(以下、学歴証書授与権)を持つ大学、持たない大学と

いう二種類に分けることができる。学歴証書授与権とは、私立大学が卒業生に国家が承認する学歴証書を授与する権限である。つまり、学歴証書授与権を持つ私立大学のみがその卒業生に対し、学歴証書を授与することができるのである。1998年に公布された高等教育の基本法である「中華人民共和国高等教育法」(以下、「高等教育法」)では、「高等教育には、学歴教育と非学歴教育とが含まれている」と明示されている<sup>13</sup>。これによると、学歴証書授与権を持つ私立大学は高等学歴教育を行い、この授与権を持たない私立大学は高等非学歴教育を行う<sup>14</sup>。

2000年、中国の私立大学は1321校ある<sup>15</sup>。そのうち、圧倒的多数の私立大学は独学試験の学習支援クラスという形で、つまり「学習支援活動」を中心とする教育機関として創設され、数年後に専科・本科をそなえた私立大学に発展してきた。創設された当初から学歴証書授与権を有する私立大学は少なく、ほとんどの私立大学はまず高等非学歴教育を行うことから始める。学生の独学試験による学歴取得を軸として、私立大学と「学習支援活動」は密接なつながりを持ってきた。

1987年7月に国家教育委員会によって公布された「私立学校に関する若干暫定規定」では、「学歴証書授与権を持たない各種の私立学校が、学歴証書を授与してはならない。しかし、私立大学の学生は学習を修了し、私立大学から結業証明を得たのち、独学試験に参加し、合格すれば、学歴証書を取得することができる」<sup>16</sup>と明記されている。当時、学歴証書を授与できない私立大学のほとんどは学習支援組織と認識された。このように、その学生の学歴取得は独学試験につながると認められた。言い換えれば、こうした私立大学における学生の学歴取得と「学習支援活動」とのかかわりが重要されるようになったといえよう。

多くの私立大学は「学習支援活動」を行うことによって、発展し、規模を拡大した。こうした私立大学は施設・設備及び学校規模等のような教育条件が国家により規定された基準を満たせば、学歴証書授与権を取得できる。特に、1993年8月に国家教育委員会により公布された「私立大学設置暫定規定」は、学歴証書授与権を持たず独学試験の学習支援を行う私立大学は、学歴証書授与権の取得を申請する際には、「その試験の合格率が70%以上でなければならない」と規定している<sup>17</sup>。このように、学歴証書授与権を持たない私立大学は、独学試験の学習支援活動を行うことによって、拡大・発展することが認められ、学歴証書授与権を有する私立大学へと昇格できる。2000年、学歴証書授与権を持つ私立大学は39<sup>18</sup>校あり、そのほとんどは「学習支援活動」の展開を通して、拡大してきた。こうした

意味で言えば、「学習支援活動」は私立大学の成長・発展を促すといえよう。

## II. 私立大学における「学習支援活動」の展開

前述したように、国家試験である独学試験の受験、そして試験を通じた学歴証書の取得は容易なことではない。だから、独学試験参加者の過半数が何らかの学習支援活動に参加している。受験者の学習活動に関する統計では、数字には幅があるものの、特に1990年代に入って以降、ほぼどの調査でも少なくとも半数ないしそれ以上の志願者が何らかの活動に参加して学習しているという結果が出ている。例えば、1995年上半期の試験に参加した受験者では、50%の者が学習支援クラスの学生であり<sup>19</sup>、また陝西省では、独学試験参加者の70%が学習支援を行う学校・クラスの学生であるとの調査結果もある<sup>20</sup>。

社会による学習支援活動は様々な形で行われているが、その設置・運営主体に注目すれば大きく、①私立大学をはじめとして、社会の諸勢力が運営する組織が行う学習支援活動、②普通高等教育機関や成人高等教育機関が開設する学習支援クラス、③ある業務部門が自らの職員や労働者を対象に行う学習支援活動の三つに分けられる<sup>21</sup>。教育部独学試験辦公室の統計によれば、学習支援を行う組織は全国に3605カ所あり、内訳は、私立大学等の社会諸勢力によって運営される組織が1632カ所、普通高等教育機関の運営する組織が768カ所、成人高等教育機関の運営する組織が392カ所、業務部門の運営する組織が813カ所、全体に占める比率はそれぞれ45.3%、21.3%、10.9%、22.5%となっている<sup>22</sup>。数字をみると、私立大学をはじめとして、社会の諸勢力が運営する学習支援が全体の約半分を占めることがわかる。なお地域・時期によって、各種支援活動の比率は異なる。北京地区の統計によると、私立大学の学習支援を受けた独学試験参加者は当該地区的独学試験参加者の70%に至った<sup>23</sup>。これにみられるように、私立大学による学習支援活動は極めて活発になってきている。

私立大学は多様な形で「学習支援活動」に対応している。それら「学習支援活動」は、学歴証書授与権を持つ私立大学によるもの、持たない私立大学によるものという大きく二つの種類に分けられる。以下、その展開を詳細に考察する。

### 1. 学歴証書授与権を有する私立大学における「学習支援活動」

前述したように、私立大学の学歴証書授与権の取得形態は、二種類に大別されている。一つは設置されたその時点で、学歴証書授与権を得た私立大学であり、もう一つは設置された時点では、定められている設置条件を満たしていなかったため、当初は、学歴証書授与権を得られなかつたが、状況を改善することにより、後に学歴証書授与権を得ることができた私立大学である。この二種類の私立大学はいずれも「学習支援活動」を展開している。事例としては、北京海淀走読大学と黄河科技学院が挙げられる。

北京海淀走読大学は1984年に設立された学歴証書授与権を持つ私立大学で、最も早く学歴証書授与権を取得した私立大学の一つである。設立された時点で学歴証書授与権を取得したが、1989年に「培训学院」を作って、学歴教育をすると同時に、独学試験向けの学習指導コースも開設した。このコースは志願者の希望に応じる柔軟なシステムをもち、より多くの者が参加できるようになっている。独学試験参加者の需要に応じて、大きく①土曜・日曜・夜間等の休暇時間で指導を受けられる独学試験参加者を対象として行われる学習支援活動（こうしたクラスは「業余自考班」と呼ばれる）と、②仕事を持つかどうかにかかわりなく、全日制のクラスで指導を受けられる者を対象として行われる学習支援活動（こうしたクラスは「全日制自考班」と呼ばれる）という二種類のコースが用意されている。例えば、「培训学院」では、学習指導を受ける独学試験参加者は1989年には23人に過ぎなかつたが、1998年には4500人にのぼった。そして、この9年間で、「業余自考班」と「全日制自考班」の卒業生は、それぞれ1000人と3500人に達している<sup>24</sup>。当該校の統計によると、この活動実施当初の参加者はほとんど在職者で、休暇時間を利用して「業余自考班」に参加している。しかし、現在では、「全日制自考班」の参加者の大部分は高等学校の卒業生或いは彼らと同等の学力を持ち、まだ就職していない若者である<sup>25</sup>。近年、当該校の「学習支援活動」は一層盛んになって、2000年の募集人数が3500人余りに至り、その募集規模は全国で三番目になっている<sup>26</sup>。

もう一例は黄河科技学院である。当該校は河南省鄭州市にある私立大学であり、1984年に設置された独学試験の学習支援クラス「鄭州自学考試驗補導班」をその起源としている<sup>27</sup>。その年、試験の合格率は87%と非常に高く、学習者は一層増え1987年に5000人となつた<sup>28</sup>。それから8年間、6000余人が学習指導を受け、独学試験に合格し、学歴証書（専科と本科を含む）を獲得した<sup>29</sup>。当該校は、1994年、国家教育委員会により民弁黄河科技学院という名称で高等学歴教育を行

う大学を開設することを認可され、「1993規定」公布後学歴証書授与権を最初に取得した私立大学の一つとなつた。この段階で認可されたのは専科レベルの高等教育学歴証書授与権のみであったが、2000年には本科レベルの授与権も取得した。学歴証書授与権を取得してからも尚、独学試験の学習支援クラスは続いている<sup>30</sup>。

北京海淀走読大学及び黄河科技学院のような私立大学はなぜ学歴証書授与権を有するにもかかわらず、学習支援活動を続けるのであろうか。それには次のような理由が考えられる。

中国では、市場原理の導入によって、高等教育機関への財政支出は可能な限り削られる傾向が強まってきた。同時に、高等教育機関の運営経費不足を補う方法として、政府は高等教育機関が様々な形式で自ら資金を調達することを認め、積極的に奨励すると示した。特に政府からの資金援助を受けない私立大学にとっては、学費が最も重要な財源である。つまり、私立大学が、収入増加を図る場合、学生数の増加が最も重要な方法なのである。

一方、「私立大学における高等学歴教育を受ける学生の募集は国家の学生募集計画に組み込まれる」という規定があるため<sup>31</sup>、私立大学から学歴を与えられる学生の募集人数は政府（多くは省レベルの人民政府）によって定められている。こうした学生は「計画内学生」と称される。この「計画内学生」の数は国公立普通高等教育機関と比べて非常に少ない。従って、収入増加を図るため、「計画内学生」とは異なつた独学試験を通じ学歴を取得する学生を募集することが必要である。こうした学生は「計画外学生」と称されている。「学習支援活動」は主にその「計画外学生」を対象とする。「計画外学生」の募集には、制限がないため、学習支援を受ける「計画外学生」の募集は当該校の教育条件に基づき自由に拡大することができる。数多くの「計画外学生」に対する「学習支援活動」の実施は、私立大学の収入増加にとって大きな意味を持つものとなってきた<sup>32</sup>。

実際、学歴証書授与権を有する私立大学においては、「学習支援活動」は「専統本」（専科取得後、引き続き本科の学歴を取得）の問題にも直面している。

前述した学歴証書授与権を有する39校の私立大学のうち、黄河科技学院と仰恩大学は2校本科レベルで、他はすべて専科レベルである<sup>33</sup>。そして、専科レベルの学歴証書授与権を有する私立大学は卒業生に専科レベルの学歴しかを授与できない。こうした私立大学で専科レベルの学歴を獲得してから、もっとも高いレベルの学習を行い、本科レベルの学歴を取得しようとする人々は、さらに高いレベルの学習支援をうけ、本科レ

ベルの独学試験に合格すれば、本科レベルの学歴を獲得できる。北京海淀走読大学のように、専科レベルの学歴証書授与権しかを取得できない私立大学の多くは、こうした卒業生に対して、本科レベルの学歴をめざす学習指導クラスを開設する。こうしたクラスは「専統本班」と呼ばれる。これも学歴証書授与権を有する私立大学における「学習支援活動」の一側面である。学歴証書授与権を有する私立大学は、様々な形態で「学習支援活動」を行っている。

## 2. 学歴証書授与権を持たない私立大学における「学習支援活動」

現時点において、学歴証書授与権を持たない私立大学卒業生の学歴認定には、独学試験制度、そして、高等教育学歴証書試験制度（以下、学歴証書試験制度）という二つのルートがある。学歴証書試験は1993年に開始され、国家が学歴証書授与権を持たない私立大学の卒業生の学歴認定を行うために設けた試験である<sup>34</sup>。1993年に学歴証書試験が導入されるまで、独学試験は学歴証書授与権を持たない私立大学の卒業生の学歴取得のルートであった。具体的には、前述した「私立大学設置暫定規定」が公布される以前の1992年、全国で約800校の私立大学のうち、学歴証書授与権を持つ私立大学は僅か10校であった<sup>35</sup>。「学習支援活動」はその他の授与権を持たない私立大学において目立っていた。学歴証書授与権を有する私立大学及び学歴証書試験を実施する私立大学は年々増えてきたが、独学試験は依然として重要な役割を果たしている。だからこそ、独学試験の合格を目指す「学習支援活動」も重要視されてきたのである。「学習支援活動」を行った私立大学、及びこの活動を受けた学生の数は表一の通りである。

表1に示しているように、学習支援組織及びその学習者は全体の中で、それぞれ高い比率を占めている。こうした学習支援組織で学習指導を受けた者の合格率は年・地域によって異なり、30%～70%が一般的である<sup>36</sup>。すべて独学試験によって学歴を獲得できるわけではないにもかかわらず、独学試験参加者にとっては、こうした学習支援を受ける方が有利なのである。

また、前述したように、独学試験の「学習支援活動」の成績は、学歴証書授与権を有する私立大学へと昇格する際には重要な条件とされ、試験の合格率が70%以上であると要求されている。授与権を取得するのは私立大学が掲げる大きな目標である。これは私立大学が学習支援活動の効果を高めるための大きな要因の一つであると考えられる。ここから、学歴証書授与権を持たない私立大学において、「学習支援活動」が最も積極的に展開されているといえる。

## おわりに

政府は独学試験の発展を促進させるために、社会による「学習支援活動」を行うことを奨励してきた。私立大学における「学習支援活動」は独学試験制度をよりよく発展させるに寄与している。学生は私立大学の学習支援を受け、独学試験によって学歴をよりうまく取得することができる。また、この活動が多くの学習参加者を送り出し、独学試験参加者の質を保証し、独学試験制度の質につながる試験そのものの発展に無視できない役割を果たしてきた。つまり、独学試験制度は私立大学における「学習支援活動」の支えによって一層発展してきたといえる。

一方、私立大学も「学習支援活動」によって大きな発展を遂げた。多くの独学試験の学習指導クラスは

表1. 私立大学の学校数及び在学生数（1996～2000年）

機関別/年別	1996年（校/万人）	1997年（校/万人）	1999年（校/万人）	2000年（校/万人）
全体	1219/114.54	1115/120.4人	1277/148.8	1321/98.7
授与権ある校①	21/1.4	22/1.4	37/4.6	39/—
証書試験実施校②	89/5.14	157/9.4	370/25.8	370/29.7
独学試験指導校③	1109/108.0	938/109.6	870/118.4	912/68.47

注：①学歴証書授与権を有する私立大学、②学歴証書試験を実施する私立大学、③独学試験向けの学習指導活動を行う私立大学。

出典：国家教育発展研究中心編『中国教育緑皮書』教育科学出版社、2001年8月、111頁。『中国教育報』1999年10月11日及び21日。等により筆者作成。

「学習支援活動」によって、私立大学に発展してきて、さらに学歴証書授与権を有する私立大学へと昇格した。同時に、「学習支援活動」の収入も私立大学を支える重要な財源である。このように、学生、私立大学及び独学試験の三者は「学習支援活動」によって、密接な相互依存の関係におかれたのである。「学習支援活動」は学生の学歴取得及び私立大学の発展、さらに独学試験の促進に大きな役割を果たしてきたのである。

## 注

- <sup>1</sup> 南部広孝「中国における生涯学習支援システムとしての高等教育独学試験制度」日本生涯教育学会年報第21号『情報化の進展と生涯学習』、2000年、186頁。
- <sup>2</sup> 南部広孝編訳『中国高等教育独学試験制度関連法規(解説と訳)』広島大学高等教育研究開発センター、山脇印刷株式会社、9頁。
- <sup>3</sup> 前掲論文、「中国における生涯学習支援システムとしての高等教育独学試験制度」を参照しつつ日本における独学試験制度そのものに関する先行研究を分けると大きく、①制度の設立と発展動向に関する研究、②出題や試験の実施、受験生の管理など制度の運営に関する研究、③高等教育における位置づけに関する研究、④生涯学習体系のなかにおける位置づけに関する研究の四つ分類できる。その①では大塚豊「中国の高等教育独学試験制度に関する考察」『国立教育研究所研究集録』第19号、1989年、25-36頁。②では南部広孝「中国の高等教育独学試験参加者に関する一考察—1996年調査を中心に—」『大学論集』第29集、広島大学大学教育研究センター、1999年、99-114頁。南部広孝「中国の高等教育独学試験制度に関する一考察—開設専攻の分析—」『大学論集』第30集、広島大学大学教育研究センター、2000年、33-45頁。③では南部広孝「文革後中国の高等教育における独学試験制度の役割」『比較教育学研究』第20号、1994年、105-116頁。④では南部広孝「中国における生涯学習支援システムとしての高等教育独学試験制度」日本生涯教育学会年報第21号『情報化の進展と生涯学習』、2000年、186頁がある。
- <sup>4</sup> 中国成人教育理論專著編纂委員会編著『中国自学考試』教育科学出版社、1994年12月、90-91頁。
- <sup>5</sup> 前掲、『中国高等教育独学試験制度関連法規(解説と訳)』9頁。
- <sup>6</sup> 「高等教育独学試験暫定条例」(第2条)、前掲『中国高等教育独学試験制度関連法規(解説と訳)』23頁。
- <sup>7</sup> 同上(第28条)、27頁。
- <sup>8</sup> 前掲、『中国高等教育独学試験制度関連法規(解説と訳)』71頁。
- <sup>9</sup> 同上。
- <sup>10</sup> 同上。
- <sup>11</sup> 同上。
- <sup>12</sup> 同上。
- <sup>13</sup> 「中華人民共和国高等教育法」は、長谷川豊・南部広孝・吉村澄代「『中華人民共和国高等教育法』訳と解説(前編)」「季刊教育法』第118号、1998年12月、36-44頁及び同「『中華人民共和国高等教育法』訳と解説(後編)」「季刊教育法』第119号、1999年3月、41-47頁に訳出されている。前掲、『季刊教育法』118号、41頁。
- <sup>14</sup> 学歴教育とは国家が承認する学歴の取得を目指す教育をいい、他方、就業者の職務内容に直結した研修、専門研修といった継続教育など正規の学歴の取得を目指さない教育を非学歴教育いう。
- <sup>15</sup> 国家教育発展研究中心編『中国教育緑皮書』教育科学出版社、2001年8月、111頁。
- <sup>16</sup> 「關於社會力量办学的若干暫定規定」何東昌主編『中華人民共和国重要教育文献』(1949~1997)海南出版社、1998年9月、2637頁。
- <sup>17</sup> 「民弁高等学校設置暫行規定」第14条、『中華人民共和国重要教育文献』(1949~1997)、前掲書、3549頁。
- <sup>18</sup> 国家教育発展研究中心編『中国教育緑皮書』教育科学出版社、2001年8月、111頁。
- <sup>19</sup> 「国家教委負責人強調取得国家承認学歴の路很寬」『中国教育報』1995年5月18日。
- <sup>20</sup> 「学者有其校—陝西省全日制社会助学組織形式の調査」『中国教育報』1996年3月4日。
- <sup>21</sup> 前掲、『中国高等教育独学試験制度関連法規(解説と訳)』9頁を参照のこと。
- <sup>22</sup> 以上の調査結果については、前掲『中国高等教育独学試験制度関連法規(解説と訳)』9-10頁からの再引用である。
- <sup>23</sup> 陳宝瑜『民弁高教de探索与実証』天馬図書有限公司、1993年4月、83頁。
- <sup>24</sup> 陳宝瑜『跨世紀中国民弁高等教育探賾』中国物資出版社、2000年3月、217頁。
- <sup>25</sup> 同上。
- <sup>26</sup> 北京海淀走讀大学編『海淀走讀大学培訓學院』2001年刊行。
- <sup>27</sup> 当該校の校史展覧室に所蔵。
- <sup>28</sup> 『中国教育報』2000年7月2日。
- <sup>29</sup> 『民弁高教天地』第1期38頁。
- <sup>30</sup> <http://www.hust.edu.cn/>2001年9月21日より。
- <sup>31</sup> 前掲、「民弁高等学校設置暫行規定」第6条、『中華人民共和国重要教育文献』(1949~1997)、前掲書、

3548 頁。

<sup>32</sup> 前掲、『跨世紀中国民弁高等教育探賾』223 頁。

<sup>33</sup> <http://www.moe.edu.cn/> 2001 年 4 月 23 日より。

<sup>34</sup> 「關於進一步做好高等教育學歷文凭考試試點工作的意見」第 1 条、『中華人民共和国重要教育文献』(1949 ~ 1997)、前掲書、3994 頁。

<sup>35</sup> 『民弁教育動態』2000 年第 10 期 48 頁。

<sup>36</sup> 前掲、『民弁高教 de 探索与実証』83 頁。

(指導教官：二宮 眞)